

電子帳簿等とスキャナ保存

○ 「電子帳簿等保存制度」「スキャナ保存制度」は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。

・電子帳簿等保存制度

帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(決算関係書類等)のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、税務署長の承認(※)を受ければ、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等が可能(平成10年度税制改正で創設)。

・スキャナ保存制度

決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、税務署長の承認(※)を受ければ、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能(平成17年度税制改正で創設)。

(※)申請手続の簡素化(認証を受けたソフトウェア利用者の承認申請書の記載省略等)、柔軟化(新規に業務を開始した個人開業者の申請期限の特例を創設)が行われた(令和元年度(平成31年度)改正)。

